

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次）教育学研究科 教職実践専攻

1. 教職実践専攻の英語名称について、「Department of Teacher Training and Practice」とあるが、教員免許未取得者が免許を取得するための専攻のようにも読めるため、専攻の目的や内容との整合性について説明を加えるか、必要に応じて英語名称を修正すること。（【1】名称に関する意見）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 教職修士（専門職）の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。（【1】名称に関する意見）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 本専攻の教育目的の基盤となっている「地域のニーズ」が、共通科目の各領域に設けられる「〇〇の課題探求」に密接に関わり生かされていることが重要であると考え、これらの科目について、「地域のニーズ」との関わりから具体的内容について説明すること。（【2】教育課程等に関する意見）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実習科目（実地研究）について、研究者教員と実務家教員、教職専門と教科専門の教員等によるティームティーチングなど、理論と実践の融合・往還を具体化するための指導體制・指導方法について、具体的に説明すること。（【2】教育課程等に関する意見）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 現職教員学生を対象とした実習科目の免除について、単位免除の内容や審査方法を具体的に説明すること。（【2】教育課程等に関する意見）・・・・・・・・・・ 14

（【1】名称に関する意見）教育学研究科 教職実践専攻

1. 教職実践専攻の英語名称について、「Department of Teacher Training and Practice」とあるが、教員免許未取得者が免許を取得するための専攻のようにも読めるため、専攻の目的や内容との整合性について説明を加えるか、必要に応じて英語名称を修正すること。

（対 応）

ご意見を踏まえ、専門職学位課程は、教員の専門性を高度化する大学院という性格のものであることから、それに相応する名称として、「Course for Teaching Professionals」に修正した。

（新旧対照表）基本計画書（1ページ）「新設学部等の名称」欄 ※下線部分が修正箇所

新	旧
教職実践専攻 [<u>Course for Teaching Professionals</u>]	教職実践専攻 [<u>Department of Teacher Training and Practice</u>]

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（10ページ） ※下線部分が修正箇所

【2】研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科専攻の名称

新	旧
「教育学研究科教職実践専攻」 (英文表記： <u>Graduate School of Education, Course for Teaching Professionals</u>)	「教育学研究科教職実践専攻」 (英文表記： <u>Department of Teacher Training and Practice</u>)

【1】名称に関する意見）教育学研究科 教職実践専攻

2. 教職修士（専門職）の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。

（対 応）

既設修士課程の学位名称は「修士（教育学）」（英語表記：Master of Education）であったが、新たな専門職学位課程において取得する学位の名称を「教職修士（専門職）」とする。英語表記においては、高度専門職業人を養成する課程で取得する専門職学位としての性格を明確にするために、新たに「Professional」を加え、「Master of Education (Professional)」とする。

（新旧対照表）基本計画書（1 ページ）「学位又は称号」欄 ※下線部分が修正箇所

新	旧
教職修士（専門職） 【 <u>Master of Education (Professional)</u> 】	教職修士（専門職） 【 <u>Master of Education</u> 】

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（10 ページ） ※下線部分が修正箇所

【2】研究科、専攻等の名称及び学位の名称

2. 学位の名称

新	旧
「教職修士（専門職）」（英文表記： <u>Master of Education (Professional)</u> ） 既設修士課程の学位名称は「修士（教育学）」（英語表記： <u>Master of Education</u> ）であったが、新たな専門職学位課程において取得する学位の名称を「教職修士（専門職）」とする。 <u>英語表記においては、高度専門職業人を養成する課程で取得する専門職学位としての性格を明確にするために、新たに「Professional」を加え、「Master of Education (Professional)」とする。</u>	「教職修士（専門職）」（英文表記： <u>M. Ed: Master of Education</u> ） 平成 28 年度設置の教職実践専攻と同様の学位の名称とする。

【2】教育課程等に関する意見 教育学研究科 教職実践専攻

3. 本専攻の教育目的の基盤となっている「地域のニーズ」が、共通科目の各領域に設けられる「〇〇の課題探求」に密接に関わり生かされていることが重要であると考えます。これらの科目について、「地域のニーズ」との関わりから具体的内容について説明すること。

(対 応)

共通科目の各領域に設けられている「〇〇の課題探求」は、院生全員が履修する「共通必修科目」である。教職大学院の教育は「地域ニーズ」に対応するものであるわけだが、「共通必修科目」であるこれらの「〇〇の課題探求」は、とりわけ「地域のニーズ」に対応するものであることが求められる。そこで、「【3】教育課程の編成の考え方及び特色」の「4. 科目のねらいと内容」の部分に、「地域ニーズ」との関わりを記述を追加した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (19～22ページ) ※下線部分が追記・修正箇所

【3】教育課程の編成の考え方及び特色

4. 科目のねらいと内容

(1) 共通科目群

新
<p>学校教育に関する高度な学識や実践力・応用力を身に付けさせ、学校が抱える教育課題に組織的に対応できる新人教員、指導的な役割を果たすことのできるミドルリーダーやチーム学校として組織的な解決を図るためのマネジメント力を備えたスクールリーダーとなり得る人材を養成するために、すべてのプログラムの学生が共通領域科目に設定された5領域を広く学ぶことができるようにしている。</p> <p>共通科目で取り扱う内容は「教育課程編成」「教科指導」「生徒指導・教育相談」「学級経営・学校経営」「学校教育と教員の在り方」の5領域である。</p> <p>平成28年度の発足時には、それぞれについて「4単位」の授業(計20単位)を「必修」として課した。受講生は、それぞれ定員全員(20名)とした。</p> <p>その後平成30年3月30日付け事務連絡「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」(文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室)により、「教科領域を教職大学院に導入する場合には、共通5領域の単位数は、引き続き5領域すべてを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能とする」ことが示され、これを踏まえ、今回は「共通科目」を「5領域:16単位」とした。その内訳は、受講生全員が受講するものとして「共通必修科目(2単位×4領域、4単位×1領域)」及びサブプログラムごとに開講される「共通科目4単位(但し5領域のどれかに該当するもの)」とした。(別添資料2)</p> <p><u>共通科目で取り扱う内容の5領域と「共通必修科目」との対応は以下のとおりである。「教育課程編成」は「教育課程の課題探求」、「教科指導」は「教科指導の課題探求」、「生徒指導・教育相談」は「生徒指導・教育相談の課題探求」、「学級経営・学校経営」は「学級経営の課題探求」、「学校教育と教員の在り方」は「学校と教職の課題探求」である。</u></p>

本教職大学院で開設する科目の内容は、いずれも「地域のニーズ」に沿いながら教育課題を解決することに応えようとするものである。中でも全員必修である「共通必修科目」5科目については、とりわけ本学が位置する埼玉県とさいたま市からの「ニーズ」との関わりから内容を設定する必要がある。そこで、ここで「地域ニーズ」と「共通必修科目」との関わりについて以下に記述する。

地域のニーズとしては、既に、埼玉県教育委員会「教員等の資質向上に関する指標【教諭】」の「埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養」、さいたま市教育委員会「さいたま市教員等資質向上指標」の「さいたま市が求める教師像」をあげ、本教職大学院で育成する教師像との関連性を示したところである。

さらに、今回の教職大学院の改組にあたり、先般、埼玉県・さいたま市教育委員会から、「埼玉大学教職大学院の規模拡大にあたっての要望について（埼玉県教育委員会委員長高田直芳、令和2年4月10日）」及び「埼玉大学教職大学院の規模拡大にあたっての要望書（さいたま市教育委員会教育長細田眞由美、令和2年4月30日）」により、改組後の教員人材の育成等について具体的な要望が示されている。（別添資料3、資料4）

具体的には、埼玉県教育委員会からは、カリキュラムに関わるものとして、（1）教職員同士の学び合いやチームで対応する体制づくりのためのカリキュラム編成、（2）連携協力校等の学校現場をフィールドにした実践と理論の往還カリキュラム編成、（3）教科等における専門性のさらなる向上を目指したカリキュラム編成、（4）特別支援教育・生徒指導・健康教育（学校保健）・幼児教育・国際理解教育等の視点を踏まえたカリキュラム編成について要望が示されている。

また、さいたま市教育委員会からは、教育内容に関わるものとして、①管理職となる資質能力とともに教科等の専門性など、幅広い視野・専門性を持つ人材の育成、②人的ネットワークの構築や教育技術の伝承ができる組織作りなどに寄与できる人材の育成、③特別支援教諭専修免許取得・健康教育の充実・幼児教育の充実につながるカリキュラム開発、④特に現職派遣教員については教科等の指導力の育成について要望が示されている。

こうした地域の要望に応えるために、新たに10の教科領域と学校保健、幼児教育の分野を加えて教育内容を拡充しているところであるが、共通科目5領域に対応した必須科目としている5つの「課題探求」においては、以下のとおり対応している。

「教育課程の課題探求」は、カリキュラム・マネジメントの実践的力量的の獲得に重点化しつつ、教育課程の編成と実施に関する知識の獲得を目指しており、国全体の教育動向に対応しつつ、埼玉県の要望（1）の中で、学校全体でカリキュラム・マネジメントの実現に取り組む能力が求められていることに対応している。

「教科指導の課題探求」は、教科教育における理論と実践をテーマとし、全教科に共通する内容に加え、言語社会系・自然科学系・芸術体育系・生活技術系のそれぞれの領域に関わる内容について、全受講生がともに学ぶものである。埼玉県の要望（3）では、各教科の特質を生かし、教科等横断的な視点を持った教職員の育成が求められており、さいたま市の要望①では、教科等の専門性など、幅広い視野・専門性を持つ人材の育成に加え、要望④で、教科等の指導力の育成がそれぞれ求められており、本科目は、これらの要請に対応するものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「新しい領域に対応する教育内容や教育方法の開発」を行うものである。

「生徒指導・教育相談の課題探求」は、生徒指導と教育相談の理論的知識と実践的力量的の基礎を獲得することを目標とするが、これらと関わり深いものとして、特別支援教育に力点を置くところに本教職大学院の特色がある。埼玉県の要望（4）では、生徒指導に加えて、

特別支援教育が重視されており、さいたま市の要望③においても、市が重視して取り組んでいる内容として特別支援教育や教育相談があげられている。本科目は、特別支援教育を専門とする実務家教員の知見を生かしながら、こうしたニーズに即した内容を追求するものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「子どもたちの関係性」を編みなおせる教員、「発達の課題を抱える子どもたちの特別なニーズ」に対応できる教員の養成につながる内容のものである。

「教育経営の課題探求」は、学校制度や学校・学級経営に関する多様な知識と実践的スキルの獲得を目標とする。埼玉県の要望(1)で、スクールリーダーとして必要なこととして指導と管理両面での優れた組織マネジメント能力があげられており、さいたま市の要望①においても、管理職となる資質能力をもつ人材の育成があげられている。本科目はこうしたニーズに応える内容を備えるものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「校内のミドルリーダー育成」に資するものである。

「学校と教職の課題探求」は、学校と教職をめぐる現代的諸課題について、理解と課題解決への力量形成を目標とし、本教職大学院の改組の強化ポイントである「協働して取り組む共同探究力の育成」と「実践的な省察の充実」を取り込んだものである。埼玉県の要望(1)では、教職員同士の学び合いやチームで対応する体制づくりに貢献できる人材を求めており、さいたま市の要望②においても、組織づくりなどに寄与できる人材の育成が求められているなど、これからの教職員には、一人一人の力量を高めるとともに、「組織・チーム」としての活動や人的ネットワークの構築が求められており、本科目はこうした要請に対応するものである。また、【1】において掲げた「埼玉県・さいたま市における喫緊の教育課題」との関わりについては、本科目は「学校につながる人々と関わること」「地域と関わり地域を支える人材を育てること」「多文化共生社会の実現をめざして、分断なく地域の中で共に生きていく市民として子どもたちを育てていくこと」や「教職員がチームとなって協働し、学校内外の他職種や関連機関と連携して課題解決にあたること」「他校種間の交流や情報交換、校種を越えた連携や取り組み」を担うものである。

「共通必修科目」の内容や単位数、開講方法について、以下に記述する。

本教職大学院では、共通必修科目の中でも特徴的な科目として「学校と教職の課題探求」を位置付けている。共通科目で取り扱う5領域のうち「学校教育と教員の在り方」に対応する科目である「学校と教職の課題探求」のみ、通年開講の4単位とした。4単位としたのは、授業展開のなかで「グループ・カンファレンス」を取り入れて授業を構成したためである。

この科目は、子どもと教師、学校内の教師の同僚性、教師と保護者・地域といった関係の中で生ずる学校と教職をめぐる現代的諸課題に対して、多様な研究分野や実践現場で形成された理論的視点や実践の見識を理解すると共に、そこで形成された視点を具体的な状況のなかでの実践的省察や活動的探究に生かしてゆく実践的な専門的力量を形成することを目指すものである。

この科目の中では、専門的な知識の提供や討議など講義や演習の形式で展開するところと、実地研究での学校の経験に基づいた省察と対話を含む「グループ・カンファレンス」を実施するところとをつなげて展開される。「グループ・カンファレンス」は、教育実践学領域と実務家の教員が中心となり、他の教育学・心理学領域及び教科教育、教科専門の大学教員が参画・協働して院生の実地研究に関する振り返りを定期的に行う。院生は数名のグループで参加し、自らの実地研究での経験、学び、課題の具体的事例を互いに報告し傾聴し合うことから始める。この過程で院生間での討議や省察を促す。この場において複数の教員は自身の

専門に応じたそれぞれの観点から、院生の実地研究を継続的に指導、助言し、院生に不足している視点や考察について具体的な示唆を与えられるようにする。この活動を通じて院生が今後の実地研究で取り組むべき改善や工夫について明確な指針を得られるようにし、真に効果的な理論と実践との往還を実現する。

「学校と教職の課題探求」以外の4科目については、ターム制を利用し、2コマ連続の1/4学期、2単位の開設とした。2コマ連続にしたのは、講義の時間と演習やグループワークの時間を十分確保した上で、それらを連続して行うことで講義内容と活動内容が一体的融合的に学ぶことができるよう配慮したためである。

「教育課程の課題探求」は、教育課程・カリキュラムをめぐる諸課題、幼稚園教育要領・学習指導要領の改訂の動向、学力論、生活科・総合を主としたカリキュラム構成、まなざしの教育学、学習過程の探求と学習理論、等について学修し、それを踏まえて、カリキュラムを構成していくために必要な事項についてのディスカッションやグループワーク、発表などを取り入れた共同探求を行う。

「教科指導の課題探求」は、学校における実践的な教科指導力の育成を目標として授業を展開するが、具体的には言語社会系、自然科学系、芸術体育系、生活技術系のそれぞれの領域について、a)授業づくり、b)教材作成、c)授業分析・授業評価、d)現代的教育課題の教材化、について学修する。到達目標として、適切な授業設計を行う能力と授業実践力の獲得を目指す。授業は講義形式と演習形式も合わせて行う。理論の理解の程度やそれを実践する能力を授業内容のまとめりごとに課す小テストやレポートなどの内容によって総合的に評価する。

「生徒指導・教育相談の課題探求」は、a) 幼児・児童・生徒理解の意義と方法、b) 学級集団をとらえる視点と手法、c) 問題行動の理解と組織的対応の構築、d) 教育相談の理論的基盤と手法、e) 他機関との連携について習得する。これらの中で、生徒指導・教育相談と切り離すことのできないf) 特別支援教育についても取り扱う。到達目標は、生徒指導と教育相談、特別支援教育に関する深い理論的知識を獲得するとともに、実践的力量の基礎を獲得することである。学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用の理解の程度を評価する。

「教育経営の課題探求」は、a)学校経営、学校（園）組織マネジメント、b)学級、学年経営、c)教員相互の協働（同僚性）と経営参画、d)学校（園）課題解決に向けたファシリテート、について学修し、授業と学びの創造ならびに学校園の管理・運営とファシリテートをトータルなビジョンを有しつつ進められる力量を育成する。

以上の「共通必修科目」計12単位は全員の必修科目とする。

加えて、サブプログラムごとに、共通科目に相当する科目を半期2単位×2科目または半期4単位×1科目で開設した。それぞれのプログラムの共通科目相当の科目は以下のとおりである。

学校構想サブプログラムは、上記共通5科目（12単位）に加え、「学校構想の理論と実践」（2単位）、「学校課題改善演習」（2単位）を必修とし、計16単位を履修する。

特別支援教育サブプログラムは、上記共通5科目（12単位）に加え、「特別支援教育の課題探求」（2単位）、「特別支援教育コーディネータ演習」（2単位）を必修とし、計16単位を履修する。

学校保健サブプログラムは、上記共通5科目（12単位）に加え、「子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践」（2単位）、「現代の健康問題と学校保健の実践的課題」（2単位）を必修とし、計16単位を履修する。

子ども共育サブプログラムは、上記共通5科目（12単位）に加え、「子ども共育の理論と

実践」(4単位)を必修とし、計16単位を履修する。

教科教育高度化プログラムの各サブプログラムは、上記共通5科目(12単位)に加え、「教科の教育課程構成論」(2単位)、「教科指導の発展・応用」(2単位)を必修とし、計16単位を履修する。

旧

学校教育に関する高度な学識や実践力・応用力を身に付けさせ、学校が抱える教育課題に組織的に対応できる新人教員、指導的な役割を果たすことのできるミドルリーダーやチーム学校として組織的な解決を図るためのマネジメント力を備えたスクールリーダーとなり得る人材を養成するために、すべてのプログラムの学生が共通領域科目に設定された5領域を広く学ぶことができるようにしている。

共通科目で取り扱う内容は「教育課程編成」「教科指導」「生徒指導・教育相談」「学級経営・学校経営」「学校教育と教員の在り方」の5領域である。

平成28年度の発足時には、それぞれについて「4単位」の授業(計20単位)を「必修」として課した。受講生は、それぞれ定員全員(20名)とした。

その後平成30年3月30日付け事務連絡「教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて」(文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室)により、「教科領域を教職大学院に導入する場合には、共通5領域の単位数は、引き続き5領域すべてを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能とする」ことが示され、これを踏まえ、今回は「共通科目」を「5領域：16単位」とした。その内訳は、受講生全員が受講するものとして「共通必修科目(2単位×4領域、4単位×1領域)」及びサブプログラムごとに開講される「共通科目4単位(但し5領域のどれかに該当するもの)」とした。(別添資料2)

本教職大学院では、その中でも特徴的な科目として「学校と教職の課題探求」を位置付けている。共通科目で取り扱う5領域のうち「学校教育と教員の在り方」に対応する科目である「学校と教職の課題探求」のみ、通年開講の4単位とした。4単位としたのは、授業展開のなかで「グループ・カンファレンス」を取り入れて授業を構成したためである。

この科目は、子どもと教師、学校内の教師の同僚性、教師と保護者・地域といった関係の中で生ずる学校と教職をめぐる現代的諸課題に対して、多様な研究分野や実践現場で形成された理論的視点や実践の見識を理解すると共に、そこで形成された視点を具体的な状況のなかでの実践的省察や活動的探究に生かしてゆく実践的な専門的力量を形成することを目指すものである。

この科目の中では、専門的な知識の提供や討議など講義や演習の形式で展開するところと、実地研究での学校の経験に基づいた省察と対話を含む「グループ・カンファレンス」を実施するところとをつなげて展開される。「グループ・カンファレンス」は、教育実践学領域と実務家の教員が中心となり、他の教育学・心理学領域及び教科教育、教科専門の大学教員が参画・協働して院生の実地研究に関する振り返りを定期的に行う。院生は数名のグループで参加し、自らの実地研究での経験、学び、課題の具体的事例を互いに報告し傾聴し合うことから始める。この過程で院生間での討議や省察を促す。この場において複数の教員は自身の専門に応じたそれぞれの観点から、院生の実地研究を継続的に指導、助言し、院生に不足している視点や考察について具体的な示唆を与えられるようにする。この活動を通じて院生が今後の実地研究で取り組むべき改善や工夫について明確な指針を得られるようにし、真に効果的な理論と実践との往還を実現する。

この他の共通科目として、「教育課程の課題探求」「教育経営の課題探求」「教科指導の課題探求」「生徒指導・教育相談の課題探求」を設定した。これらは5領域のうち、それぞれ

れ「教育課程編成」「学級経営・学校経営」「教科指導」「生徒指導・教育相談」に対応する。これらの科目については、ターム制を利用し、2コマ連続の1/4学期、2単位の開設とした。2コマ連続にしたのは、例えば講義の時間と演習やグループワークの時間を十分確保した上で、それらを連続して行うことで講義内容と活動内容が一体的融合的に学ぶことができるよう配慮したためである。

「教育課程の課題探求」(2単位)、「教科指導の課題探求」(2単位)、「生徒指導・教育相談の課題探求」(2単位)、「教育経営の課題探求」(2単位)、「学校と教職の課題探求」(4単位)の計12単位は全員の必修科目とする。

加えて、サブプログラムごとに、共通科目に相当する科目を半期2単位×2科目または半期4単位×1科目で開設した。それぞれのプログラムの共通科目相当の科目は以下のとおりである。

学校構想サブプログラムは、上記共通5科目(12単位)に加え、「学校構想の理論と実践」(2単位)、「学校課題改善演習」(2単位)を必修とし、計16単位を履修する。

特別支援教育サブプログラムは、上記共通5科目(12単位)に加え、「特別支援教育の課題探求」(2単位)、「特別支援教育コーディネータ演習」(2単位)を必修とし、計16単位を履修する。

学校保健サブプログラムは、上記共通5科目(12単位)に加え、「子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践」(2単位)、「現代の健康問題と学校保健の実践的課題」(2単位)を必修とし、計16単位を履修する。

子ども共育サブプログラムは、上記共通5科目(12単位)に加え、「子ども共育の理論と実践」(4単位)を必修とし、計16単位を履修する。

教科教育高度化プログラムの各サブプログラムは、上記共通5科目(12単位)に加え、「教科の教育課程構成論」(2単位)、「教科指導の発展・応用」(2単位)を必修とし、計16単位を履修する。

【2】教育課程等に関する意見 教育学研究科 教職実践専攻

4. 実習科目（実地研究）について、研究者教員と実務家教員、教職専門と教科専門の教員等によるチームティーチングなど、理論と実践の融合・往還を具体化するための指導体制・指導方法について、具体的に説明すること。

（対 応）

実習科目（実地研究）について、指導体制・指導方法について記述を追加した。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（61～63ページ） ※下線部分が追記・修正箇所

【18】実習の具体的計画

新
<p>(1) 実習の構成</p> <p>実習は、1年次通年の実地研究Ⅰと2年次通年の実地研究Ⅱから構成される。</p> <p>実地研究では、教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会とする。また、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関しては、多様な問題の中から実習校の担当教員の指導のもと、取り組むべき課題を適切に選定し自ら企画・立案した学習活動を実施して、具体的な教授活動を体験・経験する。計画・実施・評価という一連の過程においては、学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うよう具体的にプロセスを追って学ぶことができるように、実地研究校との打合せを入念に行う。</p> <p>実地研究は、専攻するサブプログラムで取得する専修免許状に対応して、実地研究Ⅰ及びⅡ（右記を除く）と、実地研究Ⅰ（特別支援教育）及びⅡ（特別支援教育）（特別支援教育サブプログラムに対応）、実地研究Ⅰ（学校保健）及びⅡ（学校保健）（学校保健サブプログラムに対応）が設けられる。</p>
<p>(2) 指導体制</p> <p><u>学卒院生・現職院生ともに、1年次には2名ずつ、2年次には3名ずつの指導教員を配置する。各院生に対する指導教員には、実務家教員もしくは研究者教員のうち教育実践を専門とする者（以下「教育実践を専門とする研究者教員」という。）を必ず含むものとする。「教育実践を専門とする研究者教員」とは、具体的には、研究者教員であって、実務家教員の要件とされる「20年程度の教育実務経験」は有していないものの、教育現場をフィールドとしながら、教育の実態に対応した教育方法の開発を行うなど、教育実践的な研究を積んでいるものを指す。こうした教育実践を専門とする研究者教員や実務家教員とともに、理論的な研究を専門とする研究者教員の両者により構成されることにより、理論と実践の融合、往還を図るため相互に連携した指導を実現する。教育実践を専門とする研究者教員については、本研究科で独自に設定した「教職大学院担当教員の適格性に係る指標」（別添資料6）により、実務経験等に関わる適格性を計る。本研究科で設定した「教職大学院担当教員の適格性に係る指標」は、「教育実践に関わる実績」など8項目からなり、総ポイント30ポイントに対し、教科専門領域教員はCランク10ポイント以上、教職専門領域・</u></p>

教科教育領域教員はBランク 15 ポイント以上、としている。「教育実践を専門とする研究者教員」は、Aランクの20 ポイント以上とする。指導教員の決定に際しては、専攻するサブプログラムや、修了後に希望する教職の校種・教科、学修・研究課題などを考慮し、研究者教員と実務家教員、教職専門と教科専門の教員などが偏りなく関わるように配置される。指導教員は実地研究における指導のほか、課題研究や学修全般にわたり指導・助言を行う。便宜上1名を主指導教員とするが、ティーム・ティーチングを基本として指導を行う。各学年で行われる実習の事前指導には指導教員全員が立ち会い、指導教員全体の協議の場も設けられる。

専攻内には実地研究担当者(部署)を置き、実地研究事前指導や中間及び最終報告の取りまとめなどを行うとともに、指導教員・院生・実地研究校の全体が有機的に機能するよう調整する。

(3) 実地研究Ⅰ(学卒院生)

学卒院生は、1年次通年で実地研究Ⅰ・実地研究Ⅰ(特別支援教育)・実地研究Ⅰ(学校保健)を履修する。ここでは16日間にわたり、附属学校園あるいは連携協力校などの実地研究校に出向き、実習を行う。

実地研究校での実習が始まる前の第1・2タームは、実地研究担当者を中心にした事前指導や指導教員の個別指導によって、院生の問題意識を高めながら実地研究校の選定を行い、実地研究計画書を作成させる。

実地研究校での実習開始後は日々の実習記録を作成させ、2週に1度は指導教員が実地研究校に赴き、進捗状況を確認しながら必要な指導を行う。実践と理論の往還を果たすために、途中でのリフレクション(振り返り活動)を行うほか、中間時点と終了時に専攻全体での実地研究報告会を設けて、集団的に実地研究の学修成果を確認する。中間及び最終報告会に際しては報告書を作成させ、その過程に指導教員が複数関わることで、多角的な振り返りの機会とする。また最終報告会は実習校の教員も同席し、大学内における実習先からの指導機会とする。

(4) 実地研究Ⅱ(学卒院生)

学卒院生は、2年次に実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ(特別支援教育)・実地研究Ⅱ(学校保健)を履修する。ここでは24日間にわたり、附属学校あるいは連携協力校などの実習先に出向き、実習を行う。

前年度の実地研究Ⅰの学修を踏まえ、前年度中に実地研究先の選定を行い、実地研究計画書を作成させる。開始前に実地研究ガイダンスを実施して、事前指導を行う。また実地研究先を指導教員と共に訪問し、事前指導を受ける。

実習開始後は日々の実習記録を作成させ、実習期間中に6回程度は指導教員が実習先に赴き、進捗状況を確認しながら必要な指導を行う。週の後半を実習校で過ごし、前半は大学で授業を受講する形態を生かして、理論と実践の融合・往還を図り、また各指導教員の日常指導を実習中に受けることが可能である。

終了時には専攻全体で実地研究報告会を設け、最終報告書の作成など実地研究Ⅰと同様の態勢で、集団的に学修の成果を確認する。

表 13 学卒院生の実地研究 I・II における計画から成果報告までの指導日程

担当者 指導内容	実地研究担当者	指導教員(複数)	実習校教員	実習校指導教員 (1名～複数)
計画指導	計画書受理	計画書作成指導		
実習指導		振り返り指導	全体指導	個別指導
中間報告会	中間報告書指導 中間報告書受理	中間報告書作成 指導		
実習指導		振り返り指導	全体指導	個別指導
最終報告会	最終報告会指導 最終報告書受理	最終報告書作成 指導	出席指導	出席指導

(5) 実地研究 I (現職院生)

現職院生の実地研究 I・実地研究 I (特別支援教育)・実地研究 I (学校保健) は、指導教員の指導の下で自らの計画に従い、研究指定校や先進的な実践研究に取り組んでいる学校などを実地研究先と定めて、延べ 128 時間に相当する訪問学習を行う。年度当初に実地研究ガイダンスを実施して、事前指導を行う。

実地研究開始後は、フィールドワーク記録シート、フィールドワーク報告カードを作成させ、訪問学習の都度指導教員からの指導が行われる。

(6) 実地研究 II (現職院生)

現職院生に対しては、短期履修制度を適用可能とする。この場合の実地研究 II・実地研究 II (特別支援教育)・実地研究 II (学校保健) については、勤務校での教育活動実績に対して審査し、実地研究を履修したものと認定する。

短期履修制度を適用せず通常の履修に服する現職院生の場合の実地研究 II・実地研究 II (特別支援教育)・実地研究 II (学校保健) は、所属校において、学校課題を踏まえた各人のテーマに関する実践的な研究の深化を図る。大学指導教員が実習期間中に 6 回程度の学校訪問を行い、進捗状況を確認して指導を行う。

表 14 現職院生の実地研究 I・II における計画から成果報告までの指導日程

担当者 指導内容	実地研究担当者	指導教員(複数)
前期・後期実地研究計画	研究計画書受理	計画書作成指導
実地研究指導		全体指導・計画の修正実施に関する指導
最終報告	最終報告書受理	報告書作成指導

(7) 共通必修科目「学校と教職の課題探求」との関連

実地研究指導教員からの個別指導に加えて、学卒院生と現職院生が交わって実地研究についての集団的なリフレクションを行う場を、共通必修科目「学校と教職の課題探求」に設ける。この科目は通年実施され、前期には現職院生の実地研究 I 等を対象としてのリフレクションを履修者全員で行い、後期には学卒院生の実地研究 I 等を対象とする。これは院生が将来現場で直面する校内研修のモデルとなることも期待される。

(1) 実習の構成

実習は、1年次通年の実地研究Ⅰと2年次通年の実地研究Ⅱから構成される。

実地研究では、教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会とする。また、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関しては、多様な問題の中から実習校の担当教員の指導のもと、取り組むべき課題を適切に選定し自ら企画・立案した学習活動を実施して、具体的な教授活動を体験・経験する。計画・実施・評価という一連の過程においては、学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うよう具体的にプロセスを追って学ぶことができるように、実地研究校との打合せを入念に行う。

実地研究は、専攻するサブプログラムで取得する専修免許状に対応して、実地研究Ⅰ及びⅡ（右記を除く）と、実地研究Ⅰ（特別支援教育）及びⅡ（特別支援教育）（特別支援教育サブプログラムに対応）、実地研究Ⅰ（学校保健）及びⅡ（学校保健）（学校保健サブプログラムに対応）が設けられる。

(2) 実地研究Ⅰ（学卒院生）

学卒院生は、1年次通年で実地研究Ⅰ・実地研究Ⅰ（特別支援教育）・実地研究Ⅰ（学校保健）を履修する。ここでは16日間にわたり、附属学校園あるいは連携協力校などの実地研究先に出向き、実習を行う。

実地研究先での実習が始まる前の第1・2タームは、院生の問題意識を高めながら実地研究校の選定を行い、実地研究計画書を作成させる。

実地研究先での実習開始後は日々の実習記録を作成させ、2週に1度は指導教員が実習先に赴き、進捗状況を確認しながら必要な指導を行う。実践と理論の往還を果たすために、途中でのリフレクション（振り返り活動）を行う他、中間時点と終了時に専攻全体での実地研究報告会を設けて、集団的に実地研究の学修成果を確認する。

(3) 実地研究Ⅰ（現職院生）

現職院生の実地研究Ⅰ・実地研究Ⅰ（特別支援教育）・実地研究Ⅰ（学校保健）は、指導教員の指導の下で自らの計画に従い、研究指定校や先進的な実践研究に取り組んでいる学校などを実地研究先と定めて、延べ128時間に相当する訪問学習を行う。年度当初に実地研究ガイダンスを実施して、事前指導を行う。

(4) 実地研究Ⅱ（学卒院生）

学卒院生は、2年次に実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ（特別支援教育）・実地研究Ⅱ（学校保健）を履修する。ここでは24日間にわたり、附属学校あるいは連携協力校などの実習先に出向き、実習を行う。

前年度の実地研究Ⅰの学修を踏まえ、前年度中に実地研究先の選定を行い、実地研究計画書を作成させる。開始前に実地研究ガイダンスを実施して、事前指導を行う。また実地研究先を指導教員と共に訪問し、事前指導を受ける。

実習開始後は日々の実習記録を作成させ、実習期間中に6回程度は指導教員が実習先に赴き、進捗状況を確認しながら必要な指導を行う。終了時には専攻全体で実地研究報告会を設けて、学修の成果を確認する。

(5) 実地研究Ⅱ（現職院生）

現職院生に対しては、短期履修制度を適用可能とする。この場合の実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ（特別支援教育）・実地研究Ⅱ（学校保健）については、勤務校での教育活動実績に対して審査し、実地研究を履修したものとして認定する。

短期履修制度を適用せず通常の履修に服する現職院生の場合の実地研究Ⅱ・実地研究Ⅱ

(特別支援教育)・実地研究Ⅱ(学校保健)は、所属校において、学校課題を踏まえた各人のテーマに関する実践的な研究の深化を図る。大学指導教員が実習期間中に6回程度の学校訪問を行い、進捗状況を確認して指導を行う。

(6) 共通必修科目「学校と教職の課題探求」との関連

実地研究指導教員からの個別指導に加えて、学卒院生と現職院生が交わって実地研究についての集団的なリフレクションを行う場を、共通必修科目「学校と教職の課題探求」に設ける。この科目は通年実施され、前期には現職院生の実地研究Ⅰ等を対象としてのリフレクションを履修者全員で行い、後期には学卒院生の実地研究Ⅰ等を対象とする。これは将来現場で直面する校内研修のモデルとなることも期待される。

【2】教育課程等に関する意見 教育学研究科 教職実践専攻

5. 現職教員学生を対象とした実習科目の免除について、単位免除の内容や審査方法を具体的に説明すること。

(対 応)

現職教員学生を対象とした実習科目の免除に関し、単位免除の内容や審査方法について、記述を追加した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (39ページ) ※下線部分が追記・修正箇所

【5】教育方法、履修指導方法及び修了要件

4. 短期履修制度の新設と長期履修制度

新
<p>本研究科では、現職教員を対象とした多様な履修制度を設ける。</p> <p>①「短期履修制度」の新設</p> <p>新たに、教育現場で相応の経験を積んだ教員を対象に、1年間で修了できるカリキュラムを新設する。1年次は2年間で修了する院生と同じプログラムに所属し、学卒院生と授業等を通じて互いに高め合う相乗効果をねらうものとする。</p> <p>修了必要単位は通常年限の院生と同様の46単位であるが、このうち「<u>実地研究Ⅱ</u>」6単位は、教育現場での経験により、審査の上で、履修免除とする（<u>在籍中に修得する単位は40単位とする</u>）。</p> <p><u>審査は、所属を希望するサブプログラム単位で設置する審査委員会で行う。審査委員会は、指導教員として予定されている教員と実地研究を担当している教員によって構成される。出願時に提出する「実務の状況に対する申立書」に基づき、入学者選抜試験の口述試験終了後に実施する「面接」により審査する。「実務の状況に対する申立書」は、「教科・領域等の指導に関わった実務経験・研究業績」「研修・研究授業等に関わる実務経験・研究業績」「生徒指導・教育相談に関わる実務経験・研究業績」「学級・学校経営に関わる実務経験・研究業績」「主幹教諭・主任教諭などの実務経験・研究業績」等を記載する。面接において、これらの記載内容を確認しつつ、「実地研究Ⅱ」の履修免除に相当する経験・業績を有するかを審査する。</u></p> <p>通常年限の院生が2年次に履修する「課題研究Ⅱ」は、冬期休業中に集中して履修するものとする。短期履修制度が適応される要件としては、正規職員としての教職経験5年以上あるものとする。</p> <p>「<u>特別支援教育サブプログラム</u>」では、履修免除とするものは「<u>実地研究Ⅱ（特別支援教育）</u>」6単位である。また「<u>課題研究Ⅱ（特別支援教育）</u>」を、冬期休業中に集中して履修する。</p> <p>「<u>学校保健サブプログラム</u>」では、履修免除とするものは「<u>実地研究Ⅱ（学校保健）</u>」6単位である。また「<u>課題研究Ⅱ（学校保健）</u>」を、冬期休業中に集中して履修する。</p>

旧

本研究科では、現職教員を対象とした多様な履修制度を設ける。

①「短期履修制度」の新設

新たに、教育現場で相応の経験を積んだ教員を対象に、1年間で修了できるカリキュラムを新設する。1年次は2年間で修了する院生と同じプログラムに所属し、学卒院生と授業等を通じて互いに高め合う相乗効果をねらうものとする。

修了必要単位は通常年限の院生と同様の46単位であるが、このうち「実地研究Ⅱ」は、教育現場での経験により、審査の上で、履修免除とする。通常年限の院生が2年次に履修する「課題研究Ⅱ」は、冬期休業中に集中して履修するものとする。短期履修制度が適応される要件としては、正規職員としての教職経験5年以上あるものとする。